



## 導入の流れ

### 支払利用

STEP 1

#### 利用の検討

- ・でんさいに切り替えた場合のコストメリット等を確認<sup>(※1)</sup>
- ・支払条件等の検討や社内事務等を確認

STEP 2

#### でんさい契約<sup>(※2)</sup>、取引先への案内

- ・取引金融機関とでんさいの利用契約を行う
- ・取引先にでんさいに切り替えてもらうための案内状<sup>(※1)</sup>を送付

STEP 3

#### 利用準備

- ・でんさいを取り扱う権限者の設定等の必要な初期設定等を行う

STEP 4

#### 支払開始

- ・支払利用の開始

### 受取利用

STEP 1

#### 案内状が届く

- ・取引先からの案内状ででんさいへの切替えが求められていることを確認(受取企業から案内状<sup>(※1)</sup>を送付する方法や請求書に利用者番号等を記載して案内する方法もあり)

STEP 2

#### 利用の検討

- ・でんさいに切り替えた場合のコストメリット等を確認<sup>(※1)</sup>

STEP 3

#### でんさい契約<sup>(※2)</sup>、取引先への回答

- ・取引金融機関とでんさいの利用契約を行う
- ・取引先に回答書を返送

STEP 4

#### 利用準備・受取開始

- ・でんさいを取り扱う権限者の設定等の必要な初期設定等を行った後、受取利用を開始

(※1) でんさいネットウェブサイトには、でんさい導入までのチェックリストやコストメリットを試算するためのコスト診断ツール、取引先向け案内状のサンプル等を掲載中。

(※2) 金融機関による所定の審査があります。



## よくあるご質問

Q

### 2027年3月末までに電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、手形・小切手の利用がこれまでどおりできなくなる可能性があります。<sup>(※)</sup> お早めに電子的決済サービスの一つである「でんさい」への切替えのご検討をお願いします。

(※) 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きがあります(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を支払期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。

Q

### でんさいは、安心・安全に使えるの？

A

でんさいは、安全性の高いシステム構成となっており、でんさいネット開業以来、不正アクセスやシステム停止等は一度も発生していません(2025年8月現在)。<sup>(※1)</sup>

また、でんさいには取引の健全性を確保している支払不能処分制度<sup>(※2)</sup>が設けられており、安心してご利用いただけます。

(※1) 事業者さまにおけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要です。

(※2) 2027年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止に伴い、手形・小切手における同様の制度がなくなります。



詳しくは取引金融機関または  
でんさいネットウェブサイトへ！

でんさい  検索

でんさいネットウェブサイト



紙の手形・小切手を利用中のすべての事業者さまへ

# でんさい®への切替えは、お早めに！



「でんさい犬」



## 紙の手形・小切手の利用廃止へ

政府方針<sup>(※)</sup>にもとづき、産業界・金融界が連携して2027年3月末までの手形・小切手の利用廃止に向けた取り組みを行っています。お早めに電子的決済サービスの一つである「でんさい」への切替えをご検討ください。

(※) 「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より)

「でんさい®」は、株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。





## でんさいのメリット



### コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減



### 事務負荷軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負荷を軽減



### リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消



### 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能。また、受取企業は必要な資金の分だけ分割して資金化が可能



## でんさいの特長

### 手形と同様の 利用方法を採用

でんさいは、でんさいネット<sup>(※)</sup>が取扱う電子記録債権で、手形と同様の利用方法を採用しています。また、事業者さまの利用状況によっては、小切手や振込からでんさいに切り替えることも可能です。

(※)一般社団法人全国銀行協会が100%出資し設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称。



### 全国の金融機関 で利用可能

全国の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、信連等）のインターネットバンキング等で利用が可能です。そのため、相手先の取引金融機関を考慮する必要はありません。<sup>(※)</sup>

(※)一部の金融機関では取り扱っておりません。

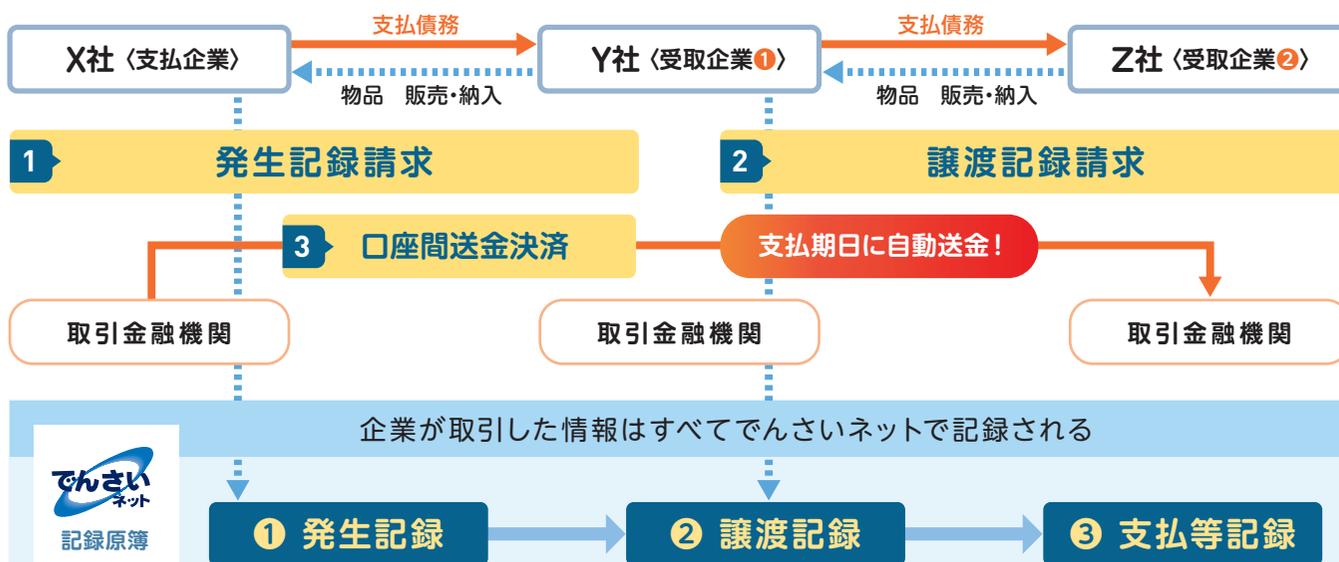


### 2つの アクセスチャネル

事業者さまのニーズ等に合致した2つのでんさいサービス(1金融機関が提供するインターネットバンキング等を通じたでんさいサービス、2でんさいネットが提供する「でんさいライト」<sup>(※)</sup>)を提供しています。

(※)インターネットバンキング契約がなくてもでんさいを利用できる契約料や月額手数料が不要なサービス。詳細は、でんさいネットウェブサイトに掲載中。

## 取引イメージ



### 1 発生記録請求(手形振出に相当)

X社(支払企業)は金融機関提供のインターネットバンキング(IB)等を利用して、支払情報を入力。Y社(受取企業①)は、発生記録の結果通知を電子メール等で受け、IB等を利用して内容確認(事務負担を平準化するため、発生記録日(振出日)の1か月前から予約可能)。

### 2 譲渡記録請求(手形裏書に相当)

Y社は金融機関提供のインターネットバンキング(IB)等を利用して、譲渡情報を入力。Z社(受取企業②)は、譲渡記録の結果通知を電子メール等で受け、IB等を利用して内容確認(譲渡記録には、原則として、譲渡人の保証が随伴される)。

### 3 口座間送金決済(手形取立に相当)

X社は支払期日までに決済口座に資金を準備。Z社は支払期日に決済口座に入金されていることを確認。